

金融庁、有価証券報告書の株主総会前提出を全上場会社に対して要請

Point 1

今年提出する有価証券報告書から要請

3月28日、金融庁が公表した「株主総会前の適切な情報提供について（要請）」（以下、要請文）では、有価証券報告書の提出時期について、株主総会同日または数日以内が9割以上である現状を踏まえ、全上場会社に対し、今年から株主総会前の有価証券報告書開示（以下、総会前開示）の実施を要請しています。

Point 2

まずは株主総会の前日ないし数日前の提出の検討を要請

要請文では、総会前開示は、株主総会の3週間以上前が最も望ましいとしたうえで、その第一歩として株主総会の前日ないし数日前の総会前開示の実施検討を要請しています。今後、有価証券報告書の提出状況の実態把握を行い、有価証券報告書レビューの重点テーマ審査において株主総会前の提出を行わなかった場合の今後の予定等について調査することとしています。

Point 3

4つの総会前開示の実現方法と有報の記載上の留意事項を公表

要請文とあわせて、総会前開示の実現方法として、①現行実務を拡大する方法のほか、②有報前倒し、③総会后倒し及び④決算期前倒しによる方法を提示しています。併せて、有価証券報告書を株主総会前に提出する場合、配当やガバナンス関係等、有価証券報告書の記載内容に変更が必要になることから、個別に記載上の留意事項が示された文書が公表されています。



ここに注目！

総会前開示の取組みはこれまでも行われ、現行法でも実施可能ですが、実際に実施している上場企業の数は限定的でした。この状況を踏まえ今般、金融担当大臣から上場会社の代表者宛に、前日ないし数日前の総会前提出と、3週間以上の総会前開示に向けた第一歩を踏み出すことが要請されました。

株主総会の前日ないし数日前であれば、多くの企業は実現可能と思われませんが、関連する社内規程や作成スケジュールの見直しに向けて関係者との協議が必要なため、今後決算を迎える3月期決算企業は早急に準備を開始する必要があります。